

受付け審査基準（実施要領第5条）

一般財団法人先端建設技術センターにおける「建設技術審査証明」の受付審査基準は、以下のとおりとする。

1. 要領第2条に定められた技術であること
2. 使用実績をもつもの又は開発を終了し依頼者において性能確認試験を行ったものであること
3. 技術の向上に寄与するものであること
4. 建設事業において市場性のあるものであること
5. 技術内容の確認が定量的に明確にできるものであること
6. 技術内容をすべて審査委員会に提出できるものであること
7. 日本語により申込みがなされ、かつ、技術内容の説明等の対応がなされるものであること
8. 違法性のないものであること
9. 技術内容の審査のため、審査委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施するものであること
10. 審査委員会が指示する試験に相当する程度の試験結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと
11. 技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること
12. 高度の技術開発実績を有する等社会的信用の高い法人が開発し又は、実用化した技術であること